ID:　410

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	未納の清算金の繰上徴収
例　規　名 **根 拠 条 項**	阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)中部土地区画整理事業(鳴尾・御影線地区)施行規程　第27条第5項
例 規 番 号	昭和40年条例第19号

【根拠条文】

(清算金の分割徴収または分割交付)

第27条

5　清算金を分納する者が分納にかかる納付金を滞納した場合においては、施行者は、未納の清算金の全部または一部につき納付期限を繰り上げて徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日